

AML IP, LLC v. BATH & BODY WORKS DIRECT, INC.事件、上訴番号 2025-1280 (CAFC、2026年8月28日)。  
Prost裁判官、Bryson裁判官、Reyna裁判官による審理。テキサス州東部地区地方裁判所(Jordan裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

AML IP, LLC(AML社)は、サービスプロバイダー間の取引を円滑にするため「ブリッジコンピュータ(bridge computer)」を利用する電子商取引方法に関する特許を侵害したとして、Bath & Body Works Direct, Inc.らをテキサス州東部地区地方裁判所に訴えた。被告らは、(i) 連邦民事訴訟規則12条(b)(3)に基づき裁判地(venue)が不適切であること、および(ii) 係争特許のクレームが35 U.S.C. § 101により特許適格性に欠けるとして同規則12条(b)(6)に基づく法的根拠の欠如があることという2つの理由を挙げて訴えの棄却を申し立てた。

地方裁判所は、単一の命令の中で、両方の根拠に基づき同時に被告に有利な判断を下した。その命令では、まず裁判地が不適切であるとし、その理由に基づき訴えを棄却した。続いて特許クレームを検討したところ、それらは特許適格性に欠けると判断し、その理由でも訴えを棄却した。AML社は判決(judgment)の修正、もしくは代替措置として訴状の修正を求める申し立てを行った。しかし、地方裁判所はいずれも認めなかった。上訴審(appeal)において、AML社は裁判地もしくは特許適格性に関する判断そのものの正しさについては異議を唱えなかった。その代わりに、AML社は手続上の論点を主張した。すなわち、地方裁判所は裁判地が不適切であると判断した時点で分析を打ち切るべきであった、また地方裁判所には101条に基づく実質的な根拠により訴えを棄却する権限はなかったというものであった。

争点/判決:

1. 地方裁判所が、裁判地が不適切であると判断した後に特許適格性について判断したことは裁量権の濫用となるか。否。
2. CAFCは、特許適格性の判断に関する判断が判決(judgment)にとって不要であったため、その判断を取り消すべきか、もしくは判断に既判力が及ばない(non-preclusive)と宣言すべきか。否。

審理内容:

CAFCは、裁量権の濫用の有無のみについて検討し、棄却理由を決定した地方裁判所の命令を確認支持した。これは地方裁判所が単に裁判所自身の訴訟記録を管理する問題であったためである。第一の争点に関して、AML社は特許適格性の棄却を取り消す理由として、(a) 地方裁判所は裁判地のみを理由に棄却すべきであったこと、および(b) 他の裁判所は裁判地を理由に事件を移送し、実体的な判断を移送先の裁判所に委ねたことの2点を列挙した。CAFCは、AML社が地方裁判所には特許適格性について判断する権限がないと主張しているようには見えないと指摘した。裁判地の不適切性では、事物管轄権(subject-matter jurisdiction)の欠如とは異なり、異議を唱える権利を放棄することが可能であり、裁判所の判断権限を奪うものではない。従って、地方裁判所は裁判地が不適切であると判断した後も特許適格性について判断することができた。

AML社が引用した判例は、裁判所が裁判地の問題だけで判断を終えなければならないことまで義務付けたものではなかった。それらの判例は、裁判地を最初に決定すべきであるという一般的な原則を反映しているに過ぎず、実際に地方裁判所は裁判地を最初に決定した。その上で、地方裁判所は事件を移送するのではなく棄却することを選択したため、本案について(on the merits)の判断を移送先の裁判所に委ねることにはならなかった。

CAFCは、一件の申し立てにおいて裁判地の不適切性と法的根拠の欠如の両方が提起されている場合、司法の効率性の観点から両方の根拠を判断することが望ましいと付け加えた。そうすることにより上訴裁判所は両方の判決を単一の上訴において検討することができ、細切れの上訴を避けることができるからである。

第二の争点について、CAFCは、特許適格性に関する判断に既判力(preclusive effect)が及ぶか否かについては言及を避けた。というのも、この点は後続の別件でのみ判断され得る問題だからである。地方裁判所のアプローチを妨げる規則は存在しなかったため、CAFCは原判決を確認支持した。